

# 運営規程

## 訪問看護ステーション La Vie

### (訪問看護事業の目的)

第1条 株式会社 La Vie Plus が開設する（介護予防）訪問看護ステーション La Vie（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 本事業所が実施する指定（介護予防）訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション La Vie
- (2) 所在地 大分県中津市上宮永友ノ町 13 番地 4

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務 1人）看護職員兼務  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（うち1人以上は常勤職員を配置する。）  
看護職員は主治医のサービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って（介護予防）訪問看護計画書を作成し当該計画に基づき指定（介護予防）訪問看護を提供し、実施事項などを（介護予防）訪問看護報告書として作成する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日  
(日・祝日・年末年始 12/30～1/3・お盆 8/13～8/15 は除く)
- (2) 営業時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00
- (3) 連絡体制 24時間常時電話等による連絡・相談などが可能  
必要時、適切な処置が行える体制を整える

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) （介護予防）訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明、提供利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
  - (2) （介護予防）訪問看護計画書に基づく指定（介護予防）訪問看護
  - (3) （介護予防）訪問看護計画書の作成
  - (4) 主治医等関係者への情報提供
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- (1) 事業の実施地域を越えてから、片道 20 キロ未満 200 円
  - (2) 事業の実施地域を越えてから、片道 20 キロ以上 300 円
- 3 正当な理由がなく指定（介護予防）訪問看護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時間に応じてキャンセル料を徴収する。
- 4 第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 第2項及び第3項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。
- 6 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、中津市、ただし三光村・山国町・耶馬溪町・本耶馬溪町を除く区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定(介護予防)訪問看護の実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際して行なった処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第9条 看護師などの健康状態の管理を行うとともに、事業所の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、指定(介護予防)訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年6回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、(介護予防)訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、「株式会社 La Vie Plus」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行